

ひとり親施策及び生活困窮者施策における学習支援の連携事例について(船橋市)

◆事業のポイント◆

- 高等学校等進学後における家庭の状況の把握や子どもの悩み相談などのアフターケアを含めた継続的な支援の実施

	生活困窮・生活保護	ひとり親	
事業名称	生活困窮世帯等学習支援事業		
対象者	ひとり親世帯等(児童扶養手当を受給または同様の所得水準のひとり親世帯及び養育者世帯)、生活保護世帯、生活困窮世帯(就学援助制度認定)の子ども		
実施方式(委託先)	【委託】株式会社 ヒューマン・タッチ		
対象年齢	中学生		
支援員	○教室長:6名(元教員1名、塾講師・家庭教師経験者2名、臨床心理士1名、元インストラクター2名) ○インストラクター:約100名(元教員、塾講師、大学生等)		
利用する際の申請先	船橋市地域福祉課(生活困窮者支援担当) ※世帯区分に限らず申請可能		
実施場所	船橋市内全4会場(6教室) ※船橋市は地域を5行政ブロックに分けており、各行政ブロックに実施場所を設置できるよう会場を検討した。 (現状は4行政ブロックまで設置済)使用する施設は、一般利用者の妨げとならないよう、閉館後の施設を使用している。		
実施日・時間帯	原則週2日(各教室) ①南部 :火・金 18:00~20:00 ②東部A :月・木 18:00~20:00 ③東部B :水・土(水) 18:00~20:00 (土) 17:00~19:00 ④西部 :月・木 18:00~20:00 ⑤北部A :火・木 18:00~20:00 ⑥北部B :水・金 18:00~20:00		
事業実績	H29利用者数(実人数)	生活困窮世帯:68人 生活保護世帯:49人	ひとり親世帯等: 120人
	H30予算額	58,652千円	

具体的な取組内容

- ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもを対象に、教員OBや大学生等による学習支援を行い、学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るとともに、進学及び進路相談などの支援を行う。
- 学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した子どもを対象に、生活状況の把握や悩み相談などの継続的な支援を実施する。

一体的に事業を実施するにあたって工夫していること

◆利用申請の受付や事業実施場所の確保方法

- 申請の受付、事業の実施場所の選定(会場の確保や日程調整)や実施状況の確認等を同一の部署(生活困窮者支援担当)で実施している。
- また、事業の利便性の向上を図る観点から、利用者が利用しやすい会場を選択することができるよう、事業実施場所を複数確保するよう努めている。

◆事業周知方法

- 事業を実施するに当たり、ひとり親支援担当や生活保護担当から対象者に対し、実施日や時間帯、会場等についての案内を送付するなど、利用勧奨を行うとともに、市内の中学校の協力のもと、就学援助制度の認定通知を配布する際に、学習支援事業の案内も同封するなど、教育部門との連携を図っている。

一体的に事業を実施することによる効果

◆事業の効率的な実施

- 申請の受付窓口等を一本化することで、利用者の利便性の向上が図られるとともに、会場の確保や日程などについての各担当間の協議の省略や、対象者を区別せずに支援することで、インストラクターの person 費や事務費などの経費を軽減することができ、事務の効率化が図られる。
- 複数の会場で実施する場合であっても、それぞれの会場の利用者を一定程度確保し、事業を確実に実施することができる。また、会場を利用者が選択できる環境を整えることで、利用者の利便性向上と利用促進にもつながる。

平成30年度からの新たな取組み(高等学校等進学後支援について)

◆新たな取組みの内容

- ひとり親世帯等、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもについては、継続的に子どもの状況を把握し、必要な支援につなげることが重要であることから、高等学校等進学後においても、中退防止を目的として、引き続き学校生活や日常生活における不安等の悩み相談などのアフターケアを実施している。

◆期待される効果

- 悩み相談を実施することで、子どもや家庭におけるリスクを早期発見し、中退を防止するとともに、必要な支援につなげることができる。
- 学校や保護者に相談しにくい悩みの相談ができる体制を確保することで、子どもの精神面のケアも期待できる。